

平成27年第2回 6月定例会 - 06月09日 - 03号

平成27年第2回 6月定例会

平成27年6月浅口市議会第2回定例会会議録（第3）

1. 招集年月日 平成27年6月9日（8日目）

1. 招集の場所 浅口市役所議場

1. 開 議 6月9日 午前9時28分

1. 議事日程

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件及びその結果

日程第1 一般質問

1. 出席議員（4番欠番）

1番 福田 玄
3番 佐藤 正人
6番 岡邊 正継
8番 桑野 和夫
10番 原 彰
12番 柚木 毅
14番 青木 光朗
16番 田口 桂一郎
18番 井上 邦男

2番 伊澤 誠
5番 竹本 幸久
7番 平田 襄二
9番 加藤 淳二
11番 中西 美治
13番 藤澤 健
15番 大西 恒夫
17番 香取 良勝
19番 大西 洋平

1. 遅刻または中途退場した議員の番号、氏名（なし）

1. 欠席議員（なし）

1. 地方自治法第121条の規定に基づく説明のため出席した者の職氏名

市長 栗山 康彦
教育長 中野 留美
生活環境部長 原田 尚文
産業建設部長 松田 勝久
金光総合支所長 小西 通夫
教育次長 櫛田 忠

副市長 田村 諭
企画財政部長 秋田 裕
健康福祉部長 高倉 道雄
上下水道部長 垣内 長
寄島総合支所長 大室 清
会計管理者 畑 良典

1. 出席した事務局職員

議会事務局長 畝山 善生
書記 小橋 史明

書記 園部 智
書記 奥原 貴子

午前9時28分 開議

○議長（田口桂一郎） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（田口桂一郎） 日程1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

まず、8番桑野和夫議員、どうぞ。

◆8番（桑野和夫） おはようございます。

それでは、質問の前に、以前私は高齢者の皆さんやそれから障害のある方のために、ごみの戸別収集の実施について質問をしました。この7月から粗大ごみについては実施されるということで、非常に市民の皆さんが喜んでおられると思います。感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、金光町大谷西地区の大雨による災害対策についてお聞きをいたします。

昨年の広島県安佐南区での集中豪雨による土砂災害は記憶に新しく、多くの犠牲者と未曾有の被害をもたらしました。現在の異常気象による集中豪雨は場所を選びませんから、行政も、そして地域も個人もしっかりと日ごろから対策をとっていく、こういうことが必要だと思っております。

さて、今回私が取り上げました金光町大谷西地区であります。地区の中心を国道2号線が東西に走り、そして金光教の本部などがあるところであります。そして、3月にはこの南側に国道2号バイパスが開通をしております。

この場所は、平成4年と平成12年に、大雨によって低いところが浸水するという被害が起こっております。先ほど申し上げましたように、この地域にはバイパスが開通し、地形が変わり、大谷西コミュニティハウスがある一帯は、宅地化が進んでおります。このように大きく環境が変わる中で、大雨のときに浸水被害が起きないのか地元の方を中心に大変心配をされていますので、そのことについてお聞きをしたいと思います。

まず初めに、環境が大きく変わる中で、今まで必要な対策をされてきたのかどうかお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田口桂一郎） それでは、桑野議員さんの金光町大谷西地区の災害対策についてのお尋ねでございます。

金光総合支所長、どうぞ。

◎金光総合支所長（小西通夫） 失礼いたします。それでは、現在までの対策についてお

答えます。

まず、大谷川にごみや草木等が堆積し通水を妨げるのを防ぐため、大谷西コミュニティハウス横に電動の除じん機を平成26年3月に設置し、以後地元関係者の方に除去作業をお願いしています。

次に、下流の小田川にある小田川ポンプ場に、口径500ミリメートルの排水ポンプを平成27年3月に1基増設しました。既存のポンプと交互に運転することにより、ポンプ場の長寿命化を図り、大雨への対応が可能であると考えています。

また、ソフト面において説明いたします。

大谷川の下流は、ボックス構造になっています。平成26年5月に、大谷川ボックスについて、区長さんを初め地元消防団など関係者の方々が排水バルブの操作等の協議を行い、大雨のときの排水方法を確認いたしました。

最後になりますが、2号バイパス工事の影響については、地元での説明会に国、県の職員とともに市の職員も同席し、何度か開催しています。国の説明によりますと、工事を施工する以前と比べて水量の変化は特にないとのことです。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 必要な対策と地元の説明をされてたようですが、それにも増して、ことしの2月には市が、そしてこの3月には県と国と市が地元の土木さんなどを含めて現地を歩いておりますが、そのときの話はどのような話になって、地元にはどのような返事をされているのかを質問をします。

○議長（田口桂一郎） 金光総合支所長、どうぞ。

◎金光総合支所長（小西通夫） それでは、今後の対策についてお答えします。

地元の方と国、県、市の職員が現地の状況を確認しておりますが、具体的な対応策はいまだ詰められていない状況でございます。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 問題なのは、この地域に県道ができてもう30年から40年たっております。そのときの環境と今の環境が非常に変わっていると。

1つは、先ほど申し上げましたが、宅地化が進んでおり、水の行き場が少なくなっているという点と、加えて山を切り開いてバイパスが開通をしています。しかしながら、こういう変化がありながら、県道、側溝を含めて水処理の施設は全く変わっていないというのが現状でありますから、地元の人が心配されるのは当然だと思っております。今後、地元の人も含めて国、県と早急に相談されて、今以上に必要な対策をとってほしいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（田口桂一郎） 副市長、どうぞ。

◎副市長（田村諭） 今後の対策ということでございますので、お答えをいたします。

現地のほうは、国、県、市の職員が現地を歩きまして、地元の方にいろいろ不安なところ等をお聞きをしております。今後、特に県道の側溝のことを言われておりますが、県道の側溝については、県のほうに市のほうからも要望して対策をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） ぜひ地元の人が安心されますように十分対策をお願いをいたしまして、次の質問に入ります。

国保の広域化の影響と国保税の軽減策についてお聞きをします。

さきの通常国会で医療保険制度改革関連法が成立をしました。この法律は、2018年度から国民健康保険の都道府県単位化を初めとする医療費の抑制策の強化、そして保険給付の縮小と患者の負担増などを推進するものであります。そして、地方自治体に対しても医療費の抑制策に積極的に取り組まざるを得ない状況をつくるなど、地域住民のための医療保険制度をさらに下限するものであり、住民生活への影響が懸念をされております。

その上でまずお聞きをしますが、国保の都道府県単位化により今後の国保の運営はどうなっていくのか、それからその上で問題点はないのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） それでは、2番目の国民健康保険の広域化の影響と保険税の軽減策についてのお尋ねでございます。

生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文） 失礼いたします。国民健康保険の広域化と今後の運営というところでございますが、持続可能な医療保険制度構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布をされました。昭和33年に国民健康法が成立し、昭和36年から国民皆保険が実現して半世紀以上が経過をいたしました。

このたびの改正で、市町村国保の財政運営は都道府県単位で行う体制となり、県は財政運営の責任主体を担うことになります。平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営について中心的な役割を担うことになります。

また、県は医療費水準、所得水準を考慮し、市町村ごとに納付金を決定し、各市町村は県が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定し、賦課、徴収を行い、納付金として県に納めることになります。

このたびの国保の都道府県単位化は、市町村ごとの保険料率が県下同一になるのではなく、従来のとおり市町村ごとに保険料率を決めることになります。この単位化の後、市町村は引き続き保険料の賦課、徴収や保険給付を行い、国保の特別会計も残るということになります。

今後も国の動向を踏まえ、県と協議を重ね、平成30年4月1日施行に向けて順次準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 説明がありましたが、平成30年、2018年度から国保を都道府県単位化するといっても、国保の運営を全て市町村から都道府県に移行するという完全移行型ではありません。都道府県単位化後も市町村は、引き続き被保険者証の発行や保険料率の決定、賦課徴収、保険給付、保健事業などを行い、国保の会計も継続することになっております。

では、どこが変わるかといいますと、2018年度以降は、市町村は都道府県が示す市町村ごとの標準保険料率と市町村ごとに決められる納付金に基づいて国保料率を決めて、徴収をします。そして、市町村は納付金を都道府県に納めるために保険料の引き上げや徴収強化を図りますので、一層保険料の滞納や保険証の取り上げが拡大をしかねません。要するに、国保料の賦課、徴収、窓口業務などにかかわる市町村の負担は軽減されるどころか、都道府県の指導のもとで強化をされるというふうになってくると思います。都道府県単位化によって保険料の格差が解消し、国保運営にかかわる市町村の負担が軽減され、国保の矛盾が解決する、このように市町村の関係者は期待をしていましたが、これは完全に裏切られる結果になると思います。

このあたりのことについて何か見解があれば、担当部長としてお聞かせをください。お願いします。

○議長（田口桂一郎） 生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文） それでは、お答えをいたします。

前も述べましたとおり、法律の改正が5月29日にありました。平成30年度からは、国保は県を中心とした体制にかじを切ることになります。県が国保の財政運営に当たりますが、市町村は引き続き保険料の賦課とか徴収とか保険給付の事務、これは今までどおり市町村の業務として継承するということになります。

まだ法律が施行されたばかりで大枠が示された段階でございますので、具体的な内容につきましてはこれからということでございますので、よく吟味してまいりたいと、このように思います。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） あと単位化まで2年ぐらいありますから、これから具体化に向けてさまざまな協議が進められますので、ぜひ住民いじめの国保にならないよう、また国に対しても財政負担に責任を持つよう求めてほしいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（田口桂一郎） 生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文） 繰り返しになりますが、このたびの法改正によりまして、都道府県単位化は平成30年度に施行されます。国に対して国保財政に責任を持つよう求めてほしいということでございますが、今も申しましたとおり法律が5月29日に施行されたばかりでございます。これから詳細なことが検討され、県などとの協議もこれか

ら進められるのではないかと考えておりますので、そういった中で考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） では次に、国保税が高過ぎて払うのが大変という事態が広がっていることについてお聞きをしたいと思います。

今、住民の負担能力をはるかに超える国保税が、全国各地で大問題になっております。

少し実態を紹介したいと思います。例えば所得250万円で自営業4人家族、家族構成は40歳代夫婦と小さい子供2人という設定で、浅口市の税務課に介護分を含む国保税を試算をしてもらいました。その結果、平成27年度の税率で浅口市での国保税の年額は約44万5,000円ということでありました。要するに、4人家族で年間所得250万円、いわば生活保護の水準に近い、こういう世帯にまで年間44万5,000円の負担を強いる、こういうふうなことが実態であります。

もちろん、これは浅口市だけではなく。全国各地の自治体でこのように高い国保税が賦課されてると、これが実態であります。

こうした高過ぎる国保税になっている第一の要因は、国の予算の削減であります。1984年の国保法の改定で、それまで医療費掛ける45%だった国庫負担を医療費掛ける38.5%に削減をしたことを皮切りに、自民党政権は国保に対する国の責任を次々に後退をさせてまいりました。その結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年度の57.5%から2012年度には22.8%に減ってきております。

もう一つ高過ぎる国保税を引き起こした大きな要因は、加入者の貧困化であります。加入者全体が低所得であればあるほど、個々人の負担する保険料の率と額は重くなってまいります。これが保険の原理であります。そして、加入者が貧困化をする中での保険料の高騰は、当然のごとく滞納を激増させてまいりました。こうして、国保は財政難による保険料の引き上げ、それによって滞納がふえ、また財政難になるという悪循環から抜け出せなくなっております。

この事態に対して歴代政府がとってきた政策は、ひたすら滞納者への制裁を強化する、こういうものであります。その一つが無慈悲な保険証の取り上げ、そしてもう一つは強制的な差し押さえでありました。私は、負担が重過ぎて払えないという根本原因を開きたくない限り、幾ら滞納者を締め上げて、生活の困窮や健康破壊に追い打ちをかけるだけだと思っております。

国保税が高いというこの実態をどう受けとめておられるのか、次にお聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） それでは、よろしいか。

生活環境部長。

◎生活環境部長（原田尚文） それでは、国保税が高いという声をどのように受けとめる



のかという質問についてお答えをいたします。

国保税が高過ぎて払えないという声が多いということでございますが、浅口市の国保税につきましては、岡山県が作成しております平成25年度国民健康保険事業状況、その中で被保険者1人当たりの医療分の保険税調定額でございますが、これが6万937円となっております。この額につきましては、県内15市のうち低いほうから7番目ということになっております。また、市町村の平均の6万2,231円よりも低い額というふうになっております。浅口市におきましては、平成24年度から国保税については平等割、均等割、所得割を据え置いております。そして、地方税法に定められております2割軽減、5割軽減、7割軽減も適用させていただいております。この点を御理解のほどよろしく願います。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 浅口市の保険税について、県内の平均よりも低いということですが、もちろんその実態はわかりませんが、恐らく高い中での水準で比べておると。全体的に高いのは間違いないわけで、この辺は押さえておいてほしいと思います。

その上で、保険証の取り上げについてお聞きをしたいと思います。

滞納者に対して、保険証のかわりに短期証やそれから資格証明書を発行するということがありますが、短期証と資格証明書はどういったもので、どういうケースにこういうものを発行されるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） 生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文） それでは、被保険者資格証明書と短期被保険者証についてお答えをいたします。

被保険者資格証明書とは、1年以上国民健康保険税を滞納した場合に市のほうから被保険者に保険証の返還を求めまして、そのかわりに資格証明書を交付することができるということになっております。この資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることの資格を証明するものでございます。

短期の被保険者証につきましては、国保税の滞納期間が6カ月以上1年未満の場合に交付できるものでございまして、通常の保険証と効力は同じものでございます。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 説明がありましたが、資格証明書についてはとりあえず窓口で医療費を全額払わないといけませんから、保険税が払えない人が医療費を全部払うというのはなかなか厳しいと思うんで、そこで健康破壊が起こる可能性が十分あります。

それで、短期証と資格証明書の発行についてですが、この間さまざまな国民運動の影響もあって、2008年から2009年にかけて厚生労働省からさまざまな通達や事務連絡が出されております。

整理をしますと、短期証については、生活困窮者と医療の必要性を訴える滞納者につい

ては無条件に発行する。これがまず1つであります。

それから、資格証明書の発行であります。特別な事情をしっかりと把握をして、悪質な滞納者と証明できない限り慎重に対応する。これが2つ目であります。

要するに、生活困窮者や病気など特別な事情がある人からの保険証の取り上げは許されない、こういう立場を明確にしていると私は思っております。これは、貧困の拡大という現実直面する中で、厚生労働省のこの制度の対象はあくまで悪質滞納者であり、生活困窮者を苦しめるのは本来の趣旨ではない、こういうふうな立場になったものと考えております。

短期証と資格証明書の発行については浅口市はこういう立場で実施をしていると思いますが、間違いないのか答弁を求めます。

○議長（田口桂一郎） 生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文） 短期証と資格証明書についてお答えをいたします。

国民健康保険の被保険者資格証明書につきましては、国民健康保険法第9条の3項及び同条第6項の規定に基づきまして、国保税の納期限から1年間が経過するまでの間に国保税を納付しない世帯につきまして、被保険者証の返還を求めて、かわりに被保険者証の証明書を交付するものでございます。交付されますと、今言われましたとおり、この保険証のかわりにこの資格証明書で病院にかかるようになりますけども、医療費につきましては全額自己負担ということになります。

特別な事情の判定に当たりましては、客観的、公平に判断するために資格証明書交付等判定委員会に諮り、判定を行っております。この資格証明書は、国民保険税を納付されていない世帯に対して交付することによって、被保険者間の負担の公平を図るとともに、未収保険税の収入を確保し、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的にしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、短期被保険者証については、前も述べましたが、国保税の滞納が6カ月以上1年未満の場合に交付できるものでございまして、通常の保険証とは効力は同じでございます。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 悪質な滞納者以外からは保険証は取り上げない、こういう立場で実施してほしいと思います。

次に、保険税の軽減策についてお聞きをいたします。

繰り返しになりますが、国保が保険税の高騰と財政悪化の悪循環から抜け出してないのは、国庫負担が抑制をされたのと、貧困の拡大であります。この矛盾から抜け出すためには、国保税を軽減をして払える人をふやすしかない、私は思っております。ぜひ幾つかの自治体で実施をしますように、独自に一般会計から国保の特別会計に繰り入れをする、そしてまた法定減免以外の独自の保険税の減免制度を拡充をする、こういう方法を実施してほしいと思いますが、答弁をお願いします。



○議長（田口桂一郎） 次に、保険税の軽減策についてお尋ねでございます。

生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文） 失礼いたします。続いて、保険税軽減策の検討についてお答えをいたします。

国民健康保険税につきましては、国民健康保険事業に要する費用の総支出額から国や県が負担する負担金の補助金、その他一切の収入額を控除した額を補うものとされております。この支出額の大半を占めるのが保険給付費、つまり医療費ということになります。ジェネリック薬品の普及とか特定健診の受診推進等によって医療費が抑制できれば、こういった保険税の引き下げにもつながる可能性がございますが、国保会計は依然として厳しい運営状況にあります。

このような状況の中、平成24年度から浅口市においては、国保税については平等割、均等割、所得割を据え置いておりますし、地方税法に定められております軽減措置も適用しております。一般会計から国保会計への法定外の繰入金や減免制度の拡充につきましては、平成28年度から普通交付税の段階的縮小などで一般会計の財政状況も悪化が予想されるために支援できない状態にあります。そういうことで、大変困難であると考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 一般会計から国保の会計への繰り入れであります、岡山市や倉敷市やその他県内の恐らく6の市町村が実施をしていると思いますけども、これは法的には問題ないと思うんですけども、確認をしてほしいと思います。

○議長（田口桂一郎） 生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田尚文） 法定外の一般会計からの国保会計への繰り入れにつきましては、特に禁止する条項がないと聞いております。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） それでは、この問題を市長にお聞きをしたいと思います。

国保の都道府県単位化とそれから国保税の軽減策について、市長の見解があればお聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田口桂一郎） 市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦） それでは、まず市町村国保の広域化についてでありますけれども、担当部長が申し上げましたように、法律が改正されて、平成30年度から財政運営主体が市町村から県に移り、それぞれが役割分担を担うことになります。施行まで3年程度ありますので、しっかりと準備をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、国保税の軽減策についてでありますけれども、国保会計において医療費は年々増加しており、財政運営は厳しい状況に置かれています。今後、一般会計においても、先ほど部長が申しましたように、普通交付税の縮減など一段と厳しさを増すことから国保会計

への財政支援は困難であり、国保税の減税策については慎重に対処したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 次に、子供の貧困と女性の貧困への対策について質問をします。

ことしのこどもの日に、山陽新聞を初め幾つかの新聞の社説に、子供の貧困について見解が掲載をされました。

2014年7月に厚生労働省より発表された子供の貧困率は16.3%。過去最高でありまして、6人に1人が貧困状態ということでありました。

また、女性の貧困も大きな社会問題となっており、2014年1月には、NHKのクロズアップ現代が、あすが見えない深刻化する若年女性の貧困と題して放送をしました。

女性は男性に比べて全体として賃金が低く、働く女性の3人に1人が年収114万円未満という調査もあります。さらには、シングルマザーもふえていて、満足に食事すらとれず生活がままならない、そういう母子家庭が少なくないという現実。そうした中で子供に十分な教育を受けさせられる可能性が少なく、結果それが貧困の連鎖を生んでおります。

私は、あすを担う子供たちや若い女性が不幸な社会には未来がないと思っております。

その上でお聞きしますが、浅口市として子供の貧困、そして女性の貧困の実態を把握できていますかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） それでは、3番目の子供と女性の貧困対策についてのお尋ねでございます。

健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、子供及び今の女性の貧困の実態の把握についてお答えいたします。

先ほど議員さんが説明されたとおり、厚生労働省が毎年行っています平成25年の国民生活基礎調査の結果によりますと、日本の子供の貧困率は16.3%で、6人に1人が貧困状態であり、また子供がいる現役世帯のうち大人が1人、つまりひとり親世帯の貧困率が5割を超えているという調査結果が出ています。

浅口市独自で貧困の実態に関する調査は残念ながら行ってはおりませんが、母子父子自立支援に関する相談のうち、経済的支援、生活援護に関する相談が月に七、八件、年間で80件程度という実態がございます。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） よいか悪いかは別にして、私は悪いと思いますけども、行政というのはもともと申請主義でありますから、例えば生活保護を申請するとか、生活の困難者で相談に来る、こういうこと以外はなかなか行政として実態がつかめない。これが現実でありますし、職員の皆さんも忙しくてそんなことできないというのが実態かもしれません。

とりわけ、子供の貧困も女性の貧困も見にくい、そして見ようとしなければ見えないものになりがちであります。加えて、生活が困難な人は特に人間関係が希薄でありますから、密室の中に入ってしまう傾向があつて、余計に見にくいのだと思います。

しかしながら、事故が起こってからでは遅いので、行政として見にくさを少しでも解消して、実態をつかむ努力をしてほしいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（田口桂一郎） よろしいか。

健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、子供の貧困や女性の貧困の実態をつかむ努力についてお答えをします。

御指摘のとおり、市は相談を受けての対応が主となりますが、見えにくさの解消という点では、各地区で活動いただいております民生委員、児童委員の皆様からの情報を初め、ひとり親家庭に対し生活全般の相談援助を行う母子父子福祉協力員を小学校区に1名ずつ、計7名の方になっていただいております、実態把握に努めております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） ぜひ対応をお願いしたいと思います。

次に、貧困状態の人の相談窓口についてお聞きをします。

現実問題として、経済的に追い込まれている家族は、地域やあるいは親族からも孤立しているケースが多いものでありますから、頼りはある面では行政だと思います。気軽に相談できる窓口が充実しているかどうかお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田口桂一郎） 続きまして、相談窓口についてお尋ねです。

健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） 失礼します。それでは、気軽に相談できる相談窓口の充実についてお答えをいたします。

市では、健康福祉センター内に母子父子自立支援員と家庭指導相談員など専門の担当者を配置し、ひとり親家庭からの相談に対応しております。相談内容により生活保護の必要があれば、ケースワーカーとの連携により対応に当たっております。担当者同士がしっかりと連携をとることで速やかな対応ができるよう努めております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） しっかり対応してほしいと思います。

次に、福祉の分野と学校との連携についてお聞きをしたいと思います。

子供が貧困状態になっているのを一番に把握できるのは、学校だと思っております。

例えば、子供が清潔にしていなかったり、あるいは夕食の分も含めて昼たくさん給食を食べるとか、あるいは教材費がいつまでたっても払われない、そういう状態に子供がいたら学校や教育委員会はどうか対応されるのか、まずお聞きをします。

○議長（田口桂一郎） 続きまして、学校等の連携についてのお尋ねでございます。

健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、学校と福祉の連携ということでお答えします。

（8番「済みません、学校の対応をまず聞きたい」の声あり）

学校の対応ですか。はい。

○議長（田口桂一郎） よろしいか。

教育次長、どうぞ。

◎教育次長（櫛田忠） 失礼します。学校の対応ですが、学校は子供たちと日々接しております、学校でもいわゆる学級費を集めたり、給食費を集めたり、いわゆる半ば公的なものの集金がございます。それから、子供たちの服装とか、そういうものを学級担任がよく気をつけております。そういった場合には、経済的に困難であるなというふうな可能性を感じるような場合、そういう場合は個人懇談がございますので、そういう場を通じて制度の説明とか、いわゆる学校へ通にくい子供たちの持つてゐるその親に対して就学援助がございますので、そういうことの説明をしましたり、それからどうしても連携の前に周知も必要になってまいります。ですから、そういう制度を市のホームページだけではなくて広報紙でも重ねてお知らせしたり、子育てガイドブックに載せたり、やっぱり教育委員会としてもそういう声かけをすぐにしてほしいということで、校長会とか、校長会のほかにも学校事務の部会が実はございます。それにも先般私出席をいたしまして、事務部会の先生にそういうことの周知をぜひ心を配るよという話をいたしております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） はい、どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 学校と福祉の関係でありますけども、深刻な場合に学校と福祉との連携といたしますか、ネットワークができるものかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） 健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（高倉道雄） 失礼しました。それでは、学校と福祉部局のネットワークはできないかということについてお答えをいたします。

先ほど申しましたとおり、母子父子自立支援等に関する相談があった場合は、母子父子自立支援員、それから家庭指導相談員を初めケースワーカー、保健師など健康福祉部内の全ての関係職員が情報を共有するとともに、教育委員会部局、学校など関連する部局としてしっかりと連携を図り、適切に対応できる体制が整っております。

また、ひとり親家庭に対する経済的支援としましては、児童扶養手当の支給や医療費の助成、母子寡婦福祉資金の貸し付けを行っております。さらに、ハローワークとの情報共有による就労支援や、資格取得のための高等職業訓練促進給付金制度もございます。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） ぜひしっかり連携して事故のないようにしてほしいと思いますが。

一昨年、子どもの貧困対策法が成立をしておりますが、具体的にはほとんど進んでおりません。浅口市として一層の子育ての支援とか、就学援助の拡充、セーフティーネットワークの充実など貧困対策を強めてほしいと思いますが、部長の見解をまずお願いします。

○議長（田口桂一郎） 続きまして、就学援助のことについてお尋ねでございます。

教育次長、どうぞ。

◎教育次長（櫛田忠） 子供の貧困の関係で、就学援助のお尋ねでございます。

この教育の場としての対応の一つに、議員さんもおっしゃいました就学援助の制度があります。先ほどちょっと触れましたが、就学援助というのは、経済的な理由によって小・中学校への就学が困難な児童や、またはその生徒の保護者に対して学用品費など学校に係る費用の一部を援助するという制度でございます。

その拡充についてですが、就学援助の対象は当然市内の住所を有して、市内の学校に在籍する児童または生徒の保護者で、いわゆる生活保護を受けている方だとか、生活保護に準ずる程度に経済的に困窮しているなというふうに認められる方でございます。

申請については各小学校で受け付けておりまして、教育委員会に会議に諮りまして認定をいたします。それで認定されれば、学用品費、通学用品それから校外活動費、それから給食費、それから修学旅行費というようなものが援助をされます。

貧困のために拡充に努めてほしいという議員さんの御要望です。この金額につきまして、現在浅口市では、どこの市町村もそうなんです、国の予算単価、いわゆる基準なんですけど、それをもとに給付額を決めておりますが、浅口市では校外活動費とか修学旅行費は国の予算単価、基準より高く、それが実態として高くなった場合には、その一定額までその基準を超えて給付できるようなことにいたしております。その辺をぜひ御理解をいただければというふうに思います。

今後も、議員さんがおっしゃいましたように、必要な方がきちんと援助を受けられるように努めたいというふうに思っております。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） それでは、最後に市長にお聞きをしたいと思います。

少子化が進行して子供の数が減っているにもかかわらず、貧困な子供がふえている。これが今の現実であります。社会のひずみや矛盾が子供たちに集中をしているものと思っております。

市長の唱える子育て王国浅口にするためにも、子供と女性の貧困対策をしっかり充実させてほしいと思いますが、市長の決意をお聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎） 市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦） 子供の貧困と女性の貧困については本当に深刻な問題であり、その生活や子供たちの成長を権利として保護する観点から、それぞれに応じた切れ目のない支援を行っていく必要があるかと思っております。

市としましては、先ほど部長が申し上げましたけれども、ひとり親家族の支援に対して



は専門職員による相談窓口を設置しており、関係部署がしっかりと連携をとりながら進めております。

そして、若い女性が幼い子供を育てながら自立した生活を送るための支援をこれからもしっかりと行ってまいりたいと思っております。

また、学校教育の場における子供の貧困対策につきましては、御承知のように就学援助の制度があり、小・中学校への就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、学用品費など学校に係る費用の一部を教育委員会が援助をいたしております。この制度について保護者の皆様に丁寧にお知らせするとともに、援助が必要な方がきちんと援助が受けられるように努めてまいりたいと思います。

また、スクールソーシャルワーカーや他の関係機関とも連携をいたしまして、貧困によって生じる虐待、不登校などを解決していくことにも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆8番（桑野和夫） 国保の問題も含めて、本当に困っている人に目を向ける市政を求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田口桂一郎） 御苦労さまでした。

続きまして、12番柚木毅議員、どうぞ。

◎市長（栗山康彦） まず、快速電車の停車っていうことでございますけども、鴨方駅の南に市が整備した駐車場や駐輪場、また市営バスの乗り入れ、さらに民営の駐車場も増加いたしました。鴨方駅の乗降客も徐々に増加している様子であろうかと思えます。こうした周辺地域の状況や乗降客がふえている実態等をJRに対し情報提供をするなどいたしまして、今後も引き続き努力してまいりたいというふうに思っております。

次に、六条院中平地の交差点、これは私の地元でもございますから、危険であるということは十分に承知をいたしております。なかなか部長が申し上げましたように厳しい状況にありますけれども、学校からの要望も受けまして、市から玉島警察署へ継続して設置の要望を行っております。今後も引き続き粘り強く要望等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） どうぞ。

◆12番（柚木毅） ありがとうございました。いろいろとお願いをいたしました。大変でありますけれどもよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田口桂一郎） 御苦労さまでした。

これより休憩をとります。

午前10時51分 休憩